

上郷・森の家改修運営事業

基本協定書（案）

平成 29 年 7 月

横 浜 市

目 次

第1条	(用語の定義)	1
第2条	(目的)	1
第3条	(当事者の義務)	1
第4条	(業務の委託、請負)	2
第5条	(事業契約の仮契約)	2
第6条	(準備行為)	2
第7条	(事業契約の不締結)	2
第8条	(事業契約不調の場合の処理)	3
第9条	(有効期間)	3
第10条	(解除)	3
第11条	(秘密保持)	4
第12条	(準拠法及び裁判管轄)	4
第13条	(協議)	4

上郷・森の家改修運営事業 基本協定書

横浜市（以下、「市」という。）と、●●●●グループの代表企業兼構成企業である●、構成企業である●及び●並びに協力企業である●及び●（以下これらを総称して、「事業予定者」という。）は、上郷・森の家改修運営事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり、基本協定書（以下、「本基本協定」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「協力企業」とは、事業予定者を構成する企業のうち、構成企業以外の者で、本事業にかかる設計、建設、維持管理、運営等の主たる業務を、P F I 事業者から直接受託し、又は請け負う者として応募者提案に記載されている者（本基本協定締結以後、本基本協定の規定に従い、協力企業が変更された場合は当該変更後の者。）をいう。
- (2) 「構成企業」とは、事業予定者を構成する企業のうち、P F I 事業者を構成する企業として応募者提案に記載されている者（本基本協定締結以後、本基本協定の規定に従い、構成企業が変更された場合は当該変更後の者。）をいう。
- (3) 「事業契約」とは、本事業の実施に関して、市とP F I 事業者との間で締結する本事業にかかる事業契約をいう。
- (4) 「代表企業」とは、事業予定者を構成する企業のうち、事業予定者及びP F I 事業者を代表する企業として、応募者提案に記載されている●をいう。
- (5) 「募集要項等」とは、平成 29 年 7 月 26 日付で公表された上郷・森の家改修運営事業募集要項、要求水準書及びその別添資料、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）並びにその他の本事業を実施する事業者の選定手続に関して市が公表し又は事業予定者に提示した資料（いずれも別添・別冊・別紙関連資料その他一切の附属書類を含み、その後本基本協定締結日までに公表されたそれらの修正を含む。）をいう。
- (6) 「応募者提案」とは、事業予定者が平成 29 年●月●日付で提出した本事業の実施に係る提案書類一式、及び当該提案書類の説明又は補足として事業予定者が本基本協定締結日までに市に提出したその他一切の文書をいう。
- (7) 「P F I 事業者」とは、本事業を遂行することを目的として、構成企業により組成される共同事業体であって、代表企業をその代表者とするものをいう。

（目的）

第2条 本基本協定は、本事業に関し、公募型プロポーザル方式による選定手続により、事業予定者が優先交渉権者として決定されたことを確認し、市とP F I 事業者との間の事業契約の締結に向けて、市及び事業予定者の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る市と事業予定者との間の了解事項を確認することを目的とする。

（当事者の義務）

第3条 市及び事業予定者は、市とP F I 事業者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業予定者は、事業契約の締結のための協議において、本事業にかかる市の要望事項を尊重するものとする。

(業務の委託、請負)

- 第4条 事業予定者は、各構成企業及び各協力企業をして、本事業の実施に関し、別紙記載の業務をそれぞれ実施させるものとする。
- 2 事業予定者は、市とPFI事業者との間で事業契約が締結された後、速やかに、PFI事業者と各協力企業との間で、前項に定める各業務について業務委託契約又は請負契約を締結するものとし、締結後速やかにその写しを市に提出するものとする。
- 3 事業予定者は、各構成企業及び各協力企業をして、第1項に定める業務をそれぞれ誠実に実施させなければならない。
- 4 PFI事業者から第1項に定める業務を受託し又は請け負った者は、当該受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約の仮契約)

- 第5条 市及び事業予定者は、本基本協定締結後、平成●年●月●日までに、事業契約の仮契約を締結するものとする。なお、事業契約は市の議会の議決及び〔維持管理・運営企業の名称〕の本事業にかかる指定管理者としての指定をもって成立するものとする。

(準備行為)

- 第6条 事業予定者は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、事業予定者に協力するものとする。
- 2 PFI事業者は、事業契約締結後も、前項の市の協力の結果を利用して、本事業を実施するものとする。

(事業契約の不締結)

- 第7条 第5条の定めにかかわらず、市と事業予定者との間の事業契約が成立するまでに、構成企業又は協力企業のいずれかが本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は本選定手続について次の各号のいずれかに該当した場合には、市は、原則として事業契約の仮契約を締結せず、又は事業契約を成立させない。ただし、(a)当該参加資格を欠いた構成企業(代表企業を除く。)又は協力企業に代わって、参加資格を有する構成企業若しくは協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、市が参加資格等を確認しこれを認めたとき、又は、(b)当該参加資格を欠いた構成企業(代表企業を除く。)若しくは協力企業が担当する業務に当たる者が複数であり、当該構成企業又は協力企業を除く、構成企業又は協力企業のいずれかが、全ての参加資格等を満たすことを市が認めたときにはこの限りではない。なお、構成企業又は協力企業を補充する場合、代表企業は、当該新たな当事者に本基本協定の条件に合意させることを要し、市が要請するときは、本基本協定の当事者変更その他の必要な手続を履践するものとする。

- (1) 構成企業若しくは協力企業又はこれらを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下、「構成企業等」という。)が、本基本協定又は事業契約について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令(以下、「排除措置命令」という。)が確定したとき。
- (2) 本基本協定又は事業契約について、構成企業等に、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下、「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。以下同じ。))。

- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令により、構成企業等に、本事業の選定手続について同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (4) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成企業等に、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の選定手続が行われたものであり、かつ、本事業の選定手続が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 構成企業又は協力企業が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（事業契約不調の場合の処理）

- 第 8 条 市と事業予定者との間で事業契約の締結に至らなかった場合、市及び事業予定者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び事業予定者は、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、第 7 条の適用により事業契約が不締結となった場合、その他事業予定者の責めに帰すべき事由により事業契約が不締結となった場合には、市は、本事業に係る提案金額の 100 分の 10 に相当する金額を上限とする違約金を事業予定者に請求できるものとし、事業予定者は、市の請求があり次第、当該請求において定められた金額を連帯して市に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について事業予定者に対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
 - 3 第 1 項の定めにかかわらず、事業契約締結の議案が市の議会で否決されたために事業契約の締結に至らなかった場合、又は市の責めに帰すべき事由により事業契約の締結に至らなかった場合で、事業予定者が市に損害の賠償を請求できるときは、かかる損害賠償請求権は第 1 項が適用されず、事業予定者の市に対する損害賠償の請求は妨げられないものとする。

（有効期間）

- 第 9 条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、事業期間の末日を終期とする。
- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らないことが明らかになったと認められる場合には、事業契約の締結不調を市が事業予定者に通知した日をもって、本基本協定は終了するものとする。
 - 3 本基本協定の終了後も、第 7 条、第 8 条、第 11 条及び第 12 条の定めは有効とし（ただし、第 11 条及び第 12 条以外は事業契約が締結不調となり又は終了し、かつ市の事業予定者に対する一切の債権が完済されるまでの間とする。）、市及び事業予定者を拘束し続けるものとする。

（解除）

- 第 10 条 前条の定めにかかわらず、構成企業若しくは協力企業が、本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は本選定手続について第 7 条各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、市は、本基本協定を解除することができるものとし、当該解除の日をもって、本基本協定は終了するものとする。

(秘密保持)

第 11 条 市と事業予定者は、本基本協定に関する事項につき知り得た情報については、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、次の各号に定める場合はこの限りではない。

- (1) 本基本協定締結前に、既に自ら保有していた場合
- (2) 公知であった場合
- (3) 本基本協定に関して知った後、自らの責めによらないで公知になった場合
- (4) 本基本協定に関して知った後、正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合
- (5) 裁判所により開示が命じられた場合
- (6) 事業予定者が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合
- (7) 市が、市の議会に開示する場合
- (8) 市又は事業予定者がそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合
- (9) 市が、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）に基づき開示する場合
- (10) その他、市又は事業予定者が法令に基づき開示する場合

(準拠法及び裁判管轄)

第 12 条 本基本協定は、日本国の法令及び市の定める条例に従って解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第 13 条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて市及び事業予定者が協議の上、これを定めるものとする。

(条文以上)

以上を証するため、本書を●通作成し、市、構成企業及び協力企業がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

(市) 横浜市 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市長 林 文子 印

事業予定者 ●●グループ
(代表企業) 印

(構成企業) 印

(構成企業) 印

(協力企業) 印

(協力企業) 印

別紙 業務の委託又は請負企業一覧

1 統括管理業務

商号又は名称

所在地

2 設計業務

商号又は名称

所在地

3 建設業務

商号又は名称

所在地

4 工事監理業務

商号又は名称

所在地

5 維持管理・運営業務（付帯事業の実施業務を含む。）

商号又は名称

所在地

※ 上記各業務を複数の企業で分担する場合は、分担内容ごとに商号又は名称及び所在地を記載すること。